

2023年6月30日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、原則として外部評価を受けているグリーンローンを対象としております。

なお、外部評価を受けていない投融資については、本部の所管部署において、当該原則等への適合性を確認しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、原則として外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

なお、外部評価を受けていない投融資については、本部の所管部署において、当該原則等への適合性を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、原則として外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンを対象としております。

なお、外部評価を受けていない投融資については、本部の所管部署において、当該原則等への適合性を確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、原則として外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドを対象としております。

なお、外部評価を受けていない投融資については、本部の所管部署において、当該原則等への適合性を確認しております。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜**Loan Market Association**＞ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜**Loan**

Market Association > ほか)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、原則として外部評価を受けているトランジション・ファイナンスを対象としております。

なお、外部評価を受けていない投融資については、本部の所管部署において、当該原則等への適合性を確認しております。

II. I. に準じる投融資^(注2)

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・ 高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づく投融資のうち、次の2つの要件の何れも満たすこと
- ① 資金使途が国際的なグリーンローン原則等に定めるグリーンプロジェクトに該当する投融資であること
- ② 適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響について各種法令に遵守していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、経営会議にて決定しております。

また、投融資にかかる当該基準への適合性については、本部の所管部署において確認しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

・気候変動リスクを低減する省エネルギーや再生可能エネルギー事業に資金使途が限定された投融資のうち、再生可能エネルギー関連プロジェクトを資金使途とするもので、環境アセスメント実施済もしくは固定買取価格制度（改正FIT法）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、経営会議で決定しております。
また、投融資にかかる当該基準への適合性については、本部の所管部で確認しております。また、FIT法に基づく再生エネルギー関連の事業計画の認定を受けていることの確認を通じて、各種法令に遵守していることを確認しております。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）
次の4つの要件を全て満たす融資であること。
① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること。
② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること。
③ 融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること。
④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者機関による外部評価を得たものであること。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、経営会議で決定しています。また、投融資にかかる当該基準への適合性については、本部の所管部署において確認しております。

以 上